

補助金等の一覧表

(令和8年度)

鈴 鹿 市

目 次

1	補助金一覧表	
	危機管理部所管分	1
	地域振興部所管分	5
	環境部所管分	5
	こども政策部所管分	7
	健康福祉部所管分	13
	産業振興部所管分	17
	都市整備部所管分	29
	消防本部所管分	35
	上下水道局所管分	37
2	漁業及び水産関係事業分担金一覧表	41
3	土木事業分担金一覧表	42
4	土地改良事業補助率一覧表	43

補助金の名称	補助金の対象事項等
自主防災組織活性化事業補助金	<p>・市から結成の承認を受けた日以後の最初の3月31日を経過した自主防災組織が行う活動のために必要な経費</p> <p>1 補助対象経費 (1) 防災資機材等の新規購入 自主防災組織が災害時に必要とする共有性のある防災対応資機材 (2) 市が配備した防災資機材等の修繕に要する経費 (3) 防災啓発や防災訓練に要する経費 (4) 防災に関する資格取得費又は防災力向上のための講座の受講費用</p>
津波避難施設整備事業補助金	<p>・災害時における市民の生命の安全と安心を確保することを目的に津波避難施設を整備する経費の一部</p> <p>1 補助対象事業 (1) 50㎡以上の避難場所を有する津波避難施設を新築又は既存施設を津波避難施設に改築する事業 (2) 既に津波避難施設として市から指定を受け、50㎡以上の避難場所を有する施設において、津波避難施設としての環境整備に繋がる増改築等を行う事業 (3) 次に掲げるアからウまでの要件を全て満たす津波避難施設を新築する事業 ア 100㎡以上の避難場所を有するものであること イ 避難場所の面積が、避難対象者数に1㎡を乗じて得た面積を超えないこと ウ 社会資本整備総合交付金交付要綱に定める要件に該当すること</p> <p>2 補助対象経費 補助対象事業に要する経費のうち、津波避難施設の機能向上や避難者の安全確保に寄与するものの整備に係る経費</p> <p>3 補助金交付条件 (1) 交付決定を受けた日から起算して90日を経過した日までに、津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書を市と締結すること (2) 補助金の交付を受けた日から10年以上津波避難施設として使用すること</p>
木造住宅耐震シェルター設置事業補助金	<p>・市内に現に居住する者で、対象の木造住宅に居住している者が耐震シェルターの購入、設置及び輸送に要する経費の一部</p> <p>1 補助対象者 市内に現に居住する者で、次の全ての要件を満たす木造住宅に居住する者 (1) 耐震診断による総合評点が0.7未満と診断された住宅 (2) 過去に木造住宅耐震補強計画事業補助金、木造住宅耐震補強工事等事業補助金及び木造住宅耐震シェルター設置事業補助金の交付を受けていない住宅 (3) 階数が3階以下で、耐震シェルターを1階に設置する住宅 (4) 耐震シェルターの設置に関し、所有者の同意が得られている住宅 ※集合住宅は対象外とする。</p> <p>2 補助対象経費 (1) 耐震シェルターの購入費 (2) 耐震シェルターの設置費及び輸送費</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<ul style="list-style-type: none"> ・所要経費の1/2以内（限度額 15万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・事業計画書 ・見積書 ・補助金実績報告書 ・補助金交付請求書 ・領収書 ・写真 	危機管理部／ 防災危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・1施設につき整備に要する経費の1/2以内（限度額500万円。ただし、補助対象事業(3)に該当するものについては、限度額1,000万円） ・同一施設につき1回限りとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画承認申請書 ・事業完了報告兼補助金交付申請書 ・事業補助金交付請求書 ・見積書 ・登記事項証明書等 ・建築確認済証等 ・津波に対する安全性が確認できる書類 ・施設の整備図面 ・工事契約書 ・工事写真 ・工事請求書及び支払証明書 (申請書以外は写しでも可) 	危機管理部／ 防災危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象経費の1/2以内（限度額 30万円） ・住宅1棟につき1か所限りとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業補助金交付申請書 ・木造住宅耐震判定書 ・見積書 ・耐震シェルターの設置に係る所有者等の同意書 ・事業補助金変更・中止承認申請書 ・事業完了報告書 ・事業補助金交付請求書 ・設置契約書、注文書 その他納品を証明する書類のうちいずれか1つ ・設置前及び設置完了後の写真 ・設置請求書及び支払証明書(領収書等) 	危機管理部／ 防災危機管理課

補助金の名称	補助金の対象事項等
自治会等防犯灯電源工事費補助金	<p>・自治会等の自治協力団体が防犯灯を取付けるための専用ポール(以下「灯具取付用ポール」という。)を設置する経費の一部</p> <p>1 補助要件 次の各号に掲げる条件をすべて満たすもの (1) 灯具取付用ポールの設置箇所は、道路に近接した公共性のある場所で地域住民及び付近の通行者に対し防犯効果が大きく、かつ、交通等の障害にならない場所であること (2) 前号の場合において、自治会等はあらかじめ周辺の土地所有者と光害等の協議を行い、その了解を得ていること (3) 灯具取付用ポールの埋設にあたっては、当該土地所有者の許可を得ていること</p>
犯罪被害者等支援金	<p>・犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族(犯罪被害者等)の被害からの回復に要する経費</p> <p>1 対象となる犯罪 日本国内又は日本国外にある船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪</p> <p>2 給付が受けられる犯罪被害者等の資格 犯罪被害が発生した日において、鈴鹿市内に住所を有していた者(犯罪被害者と加害者との間に三親等内の親族関係がある場合は対象外。ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。)</p>
防犯カメラ設置費補助金	<p>・自治会等の団体が設置する防犯カメラの設置費用の一部</p> <p>1 補助対象者 (1) 自治会 (2) 地域づくり協議会 (3) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づく商店街振興組合及びこれに準ずる団体 (4) その他市長が認める団体</p> <p>2 補助対象経費 (1) 防犯カメラの購入に要する費用 (2) 防犯カメラの設置工事に要する費用 (3) 防犯カメラの設置を明示する看板等の購入及び設置に要する費用(防犯カメラ1台につき3枚を限度とする。)</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<p>・灯具取付用ポールの設置 電源工事費:経費1箇所当たり工事費の1/2(限度額 2万5千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・事業計画書 ・見積書 ・図面(位置図等) ・設置事業完了報告書 ・領収書 ・設置状況の写真等 	<p>危機管理部/ 交通防犯課</p>
<p>(1)遺族支援金 ア 給付額 30万円 イ 給付対象者 犯罪被害者の第1順位遺族 ※遺族の範囲と順位 (ア)配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) (イ)子(ウ)父母(エ)祖父母(オ)兄弟姉妹</p> <p>(2)重傷病支援金 ア 給付額 10万円 イ 給付対象者 犯罪被害によって、重傷病(療養の期間が1月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者本人</p> <p>(3)精神療養支援金 ア 給付額 2万5千円 イ 給付対象者 特定の犯罪行為によって、精神疾患(療養の期間が3月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの)を負った犯罪被害者本人 ※給付対象となる犯罪行為の例 殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、未成年者略取、誘拐など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書等 ・重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書 ・住民票、戸籍の附票、戸籍謄本、抄本等 ・盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等 	<p>危機管理部/ 交通防犯課</p>
<p>・補助対象経費の1/2(限度額 防犯カメラ1台につき10万円) ・補助金の交付を受けることができる防犯カメラの台数は、1団体につき、当該年度において2台を上限とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・団体調査票 ・設置運用基準 ・見積書 ・現況写真 ・実績報告書 ・その他関係書類 	<p>危機管理部/ 交通防犯課</p>

補助金の名称	補助金の対象事項等
まちづくり応援補助金	<p>・市内を中心に活動する公益かつ非営利の活動を行う市民活動団体等が行う事業経費の一部</p>
自治会集会所建築等補助金	<p>・自治会自らが会議及び集会等の用に使用する施設を新築、増築、改築、修繕及び購入した場合の経費の一部 ※ただし、用地の取得及び造成、集会所の建物以外の建築等、備品の購入、事業費が25万円未満の建築等、この補助金又はその他の補助金の交付を受けた集会所の建築等が完了した日から5年以内に行う新たな建築等は対象外とする。</p>
犬猫の避妊等手術費助成金	<p>・犬又は猫の避妊又は去勢手術に要する経費</p> <p>1 補助対象者 (1) 市内に住所を有する個人で、その飼養する犬(狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項に規定する登録及び同法第5条第1項に規定する予防注射を受けている犬又は受ける予定のある犬に限る。)又はその飼養する猫に避妊去勢手術を受けさせた者 (2) 市内に住所を有する個人又はボランティア団体で、繁殖を抑制する目的で市内で猫を保護し、避妊去勢手術を受けさせた者</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<p>(1)まちづくり事業部門 ア ふみだそうコース:5万円(交付対象経費の10/10以内) イ そだてようコース:20万円以内(交付対象経費の9/10以内)</p> <p>(2)協働事業部門 ア さかせようコース:30万円以内(交付対象経費の10/10以内)</p> <p>※詳細は、鈴鹿市まちづくり応援補助金交付要領参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・団体概要書 ・事業計画書 ・協働事業計画書(申請団体用) ・協働事業計画書(担当部局用) ・事業収支予算書 ・団体活動内容及び収支報告書 ・団体の定款、規約又は会則等 ・役員名簿 ・対象条件確認書 ・提出物チェックシート ・実績報告書 ・事業実施報告書 ・事業収支決算書 ・領収書写し等 <p>※コースによって異なる</p>	地域振興部/ 地域協働課
<p>・補助対象事業費の1/2以内(限度額 新築・購入600万円、修繕等 50万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・工事見積書 ・図面(位置図等) ・事業完了報告書 ・工事請負契約書、工事請書又は売買契約書の写し ・建築等の費用を支払ったことを証する請求書及び領収書の写し ・建築等が完了後の集会所の写真 ・収支決算書 ・補助金交付請求書等 	地域振興部/ 地域協働課
<p>・犬：雄 1,500円、雌 3,000円 ・猫：雄 1,500円、雌 2,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施術医の証明付きの助成金交付申請書 	環境部/環境政策課

補助金の名称	補助金の対象事項等
鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある設備の購入費用及び設置に係る工事費用の一部 1 補助対象者 次の要件を全て満たす者 (1)市内で自ら所有し居住する住宅の屋根等に太陽光発電設備等を設置する者 (2)補助対象設備について、国や県から他の補助等を受けて事業を実施しない者 (3)FIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者 (4)自己託送を行わない者 (5)発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者 ※(1)～(5)以外にも要件有(「鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱」参照) 2 補助対象設備 (1)家庭用太陽光発電設備 (2)家庭用蓄電池 ※以下のア、イいずれかに該当する場合は補助対象 ア(1)家庭用太陽光発電設備を設置 イ(1)家庭用太陽光発電設備＋(2)家庭用蓄電池を設置
資源ごみ回収活動奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ回収活動に要する経費 1 対象団体 資源ごみ回収活動を行う自治会、老人会、子供会、PTAなど、営利を目的としない鈴鹿市内の団体で、市長が適当と認めたもの(あらかじめ届出を要する。)
生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・処理容器等の購入費の一部 1 補助対象者 市内に居住している個人で、処理容器等の設置場所が確保でき、かつ、適正な維持管理ができる者
ファミリー・サポート・センター事業利用助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業の利用に要する1月の経費の一部 1 補助対象者 ファミリー・サポート・センター事業における相互援助活動による育児の援助を受けた者のうち、市内に住所を有する者で、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条第1項の規定による認定を受けた者
高等職業訓練促進給付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得養成機関で原則6月以上のカリキュラムを修業するための費用(支給期間:上限4年) 1 対象者 市内に住所があり、20歳未満の児童を扶養し、下記の要件をすべて満たす母子家庭の母・父子家庭の父 (1)児童扶養手当の支給要件を満たす所得水準の方 (2)養成機関において原則6月以上のカリキュラムを修業し、対象となる資格の取得が見込まれる方 (3)過去に同様の給付金の支給を受けたことがない方 (4)雇用保険の教育訓練支援給付金等を受けていない方 (5)就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者 2 対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士等

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<p>(1)家庭用太陽光発電設備 ・発電容量1kW当たり7万円(上限10kW)</p> <p>(2)家庭用蓄電池 ・蓄電池(20kWh未満)の価格(工事費込み・税抜き)の1/3の額 ・1kWh当たり15万5千円の1/3(10kWhまで)を上限とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・補助金実績報告書 ・補助金交付請求書 ・補助対象設備の見積書 ・補助対象設備の仕様書 ・補助対象設備の設置に係る契約書・領収書の写し ・補助対象設備の設置状況を把握できる写真 	環境部／環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・古紙類、金属類、布類、ビン類：1kg当たり 2.0円 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ回収活動奨励金交付申請書 ・資源ごみ買受明細書 	環境部／ 廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> ・1基(台)当たり購入費の1/2以内の額(限度額1万5千円)(100円未満の端数は切り捨て) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費助成金交付申請書 ・領収書 	環境部／ 廃棄物対策課
<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の額は、対象費用の額に3/10を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨て) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用助成金交付申請書 ・児童扶養手当証書の写し 	こども政策部／ こども政策課
<p>1 高等職業訓練促進給付金 (1)市民税非課税世帯・・・月額 10万円 (修了までの期間の最後の12か月は月額 14万円) (2)市民税課税世帯・・・月額 7万5千円 (修了までの期間の最後の12か月は月額 11万5千円)</p> <p>2 高等職業訓練修了支援給付金 修了後に非課税世帯 5万円、課税世帯 2万5千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高等職業訓練促進給付金等支給申請書 ・申請者及び扶養している児童の戸籍謄本 ・世帯全員の住民票の写し ・児童扶養手当証書の写しなど 	こども政策部／ こども政策課

補助金の名称	補助金の対象事項等
自立支援教育訓練給付金	<p>・厚生労働大臣が指定する教育訓練講座等の受講に要する経費の一部</p> <p>1 補助要件 対象者は、市内に住所があり、20歳未満の児童を扶養し、下記の要件をすべて満たす母子家庭の母・父子家庭の父 (1) 母子父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方 (2) 当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められる方 (3) 過去に同様の給付金の支給を受けたことがない方</p>
児童養護施設等退所者自立支援金	<p>・児童養護施設等退所者の退所後の自立のために要する経費</p> <p>1 補助対象者 市内児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で、申請年度末に18歳(措置延長の場合は20歳)に到達したことにより施設を退所する者</p>
不妊治療費助成金	<p>特定不妊治療費(先進医療)助成事業</p> <p>・保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療部分の治療費</p> <p>1 補助要件 (1) 不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦 (2) 妻の年齢が43歳未満に開始した治療であること (3) 夫婦のどちらか一方、又は双方が市内に住民登録があること</p>
	<p>特定不妊治療費(保険適用終了後の助成回数追加)助成事業</p> <p>・保険適用の回数を超えた特定不妊治療にかかる治療費</p> <p>1 補助要件 (1) 不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦 (2) 妻の年齢が43歳未満に開始した治療であること (3) 夫婦のどちらか一方、又は双方が市内に住民登録があること</p>
	<p>特定不妊治療費(着床前胚染色体異数性検査【PGT-A】)助成事業</p> <p>・令和7年4月1日以降に開始した治療 着床前胚染色体異数性検査【PGT-A】を含む特定不妊治療で、公益社団法人日本産婦人科学会に承認されている保険医療機関で実施されたもの</p> <p>1 補助要件 (1) 不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦 (2) 妻の年齢が35歳以上43歳未満に開始した治療であること (3) 夫婦のどちらか一方、又は双方が市内に住民登録があること (4) 2回以上の体外受精胚移植の不成功、または、2回以上の流死産の既往のある方(ただし、夫婦のいずれかに染色体構造異常が確認されている場合はこの限りではない)</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<ul style="list-style-type: none"> ・対象講座受講のために本人が支払った費用の60%相当額 ※1万2千円から20万円まで ・ただし、専門実践教育訓練給付金の支給を受けられる方は、修業年数×40万円まで(最大160万円) ※雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格のある方は、本人が支払った費用の60%から、教育訓練給付金の額を差し引いた額。その額が1万2千円を超えないときは支給しない。 ・修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給(最大85%の支給) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金支給事業受講対象講座指定申請書 ・自立支援教育訓練給付金支給申請書 ・申請者及び扶養している児童の戸籍謄本 ・世帯全員の住民票の写し ・母子父子自立支援プログラム策定等を受けていることがわかる書類 	<p>こども政策部／ こども政策課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援金 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援金交付申請書 ・児童養護施設在籍証明書 	<p>こども政策部／ こども家庭支援課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・先進医療部分の治療費の70%で、5万円を上限とする。 ・回数制限はなし。 ・ただし、保険適用と併用で実施された先進医療に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業申請書 ・受診等証明書 ・医療機関発行の領収書 ・医療機関発行の明細書 	<p>こども政策部／ こども保健課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・採卵から胚移植までの治療の場合は上限30万円 ・胚移植のみの治療の場合は上限17万5千円 ・1子あたり、保険適用の回数と合わせて通算8回まで ・ただし、出産により助成回数をリセットできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業申請書 ・受診等証明書 ・医療機関発行の領収書 	<p>こども政策部／ こども保健課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・採卵から胚移植までの治療の場合は上限30万円 ・胚移植のみの治療の場合は上限17万5千円 ・1子あたり、6回までを上限とする。 ・ただし、治療を実施する時点において、以下の(1)から(3)の回数が合計8回以上である場合は、助成対象とならない。 (1)本助成金で助成を受けた回数 (2)保険適用で不妊治療を受けた回数 (3)特定不妊治療費(保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加)助成事業で助成を受けた回数 ※県内他市町が助成した回数も含む。 ※出産により助成回数をリセットできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業申請書 ・受診等証明書 ・医療機関発行の領収書 	<p>こども政策部／ こども保健課</p>

補助金の名称	補助金の対象事項等
不育症治療費助成金	<p>・不育症治療に要する費用の一部</p> <p>1 補助要件</p> <p>(1) 不育症治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦</p> <p>(2) 夫婦のどちらか一方、又は双方が市内に住民登録があること</p> <p>(3) 医療保険各法の被保険者等であること</p> <p>(4) 日本産婦人科学会専門医を有する医療機関で不育症と診断された夫婦に対し実施する、保険診療外の不育症検査及び治療の費用</p>
妊婦一般健康診査県外受診助成金	<p>・市内に住所を有する妊婦が、妊娠届出をして県外医療機関等で受診する妊婦一般健康診査の費用</p>
産婦健康診査県外受診助成金	<p>・里帰り出産などにより県外医療機関等において受診した産婦健康診査の費用</p>
新生児聴覚スクリーニング検査助成金	<p>・市内に住所を有する新生児の保護者を対象に、市内委託医療機関以外の産科医療機関(市外・県外)で新生児聴覚スクリーニング検査を実施するための費用の一部</p>
多胎妊娠の妊婦健康診査助成金	<p>・市内に住所を有する多胎を妊娠している妊婦を対象に、通常の14回の妊婦健康診査費助成に追加して受診する健康診査に係る費用</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<ul style="list-style-type: none"> ・1回の妊娠に係る不育症治療を開始した日から妊娠に関する出産、流産、死産等に伴い治療が終了するまでの対象治療費の1/2で、10万円を限度とする。 ・1年度あたり1回(通算5回まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業申請書 ・受診等証明書 ・医療機関発行の領収書及び診療明細書 ・夫婦の健康保険の資格内容確認書類 	<p>こども政策部／ こども保健課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療機関等に委託する健診の契約単価と同額 ※ただし、受診料の額が契約単価に満たない場合は、受診に要した額とする。 ・申請期限: 県外で受診した日から1年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 ・妊婦一般健康診査結果票 ・領収書、医療費明細書 ・妊婦一般健康診査県外受診助成金交付請求書 ・母子健康手帳 	<p>こども政策部／ こども保健課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療機関等に委託する健診の契約単価と同額 ※ただし、受診料の額が契約単価に満たない場合は、受診に要した額とする。 ・申請期限: 県外で受診した日から6か月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 ・産婦健康診査結果票 ・領収書、医療費明細書 ・通帳または振込先がわかるもの 	<p>こども政策部／ こども保健課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・1人1回3,000円を上限に費用を助成 ・申請期限: 検査を実施した日から90日以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 ・領収書、医療費明細書 ・母子健康手帳(聴覚検査の実施記録) ・通帳または振込先がわかるもの 	<p>こども政策部／ こども保健課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・1回5,000円、1人5回を上限に費用を助成 ・申請期限: 受診した日から1年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 ・領収書、医療費明細書 ・母子健康手帳 ・妊婦一般健康診査結果票 ・通帳または振込先がわかるもの 	<p>こども政策部／ こども保健課</p>

補助金の名称	補助金の対象事項等
1か月児健康診査受診助成金	<p>・市内に住所を有する1か月児の保護者を対象に、市内委託医療機関以外の医療機関(市外・県外)で1か月児健康診査を実施するための費用の一部</p>
妊婦支援給付金	<p>妊婦が安心して出産し、子育てができる環境の整備に要する費用の一部</p>
成年後見制度利用支援費助成金	<p>・審判申立費用及び成年後見人等報酬</p> <p>1 補助要件 後見開始の審判又は保佐開始の審判若しくは補助開始の審判を受けた認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者で、次のいずれかに該当する者 (1)本市に住所を記録している者で次に掲げるいずれかに該当する者 ア 生活保護法に規定する被保護者 イ 次の(ア)～(ウ)すべてに該当する者 (ア)非課税世帯であること (イ)預貯金が単身世帯で100万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額以下であること (ウ)本人が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと (2)前号に掲げるもののほか、当該補助金の交付を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者</p>
骨髄移植ドナー支援事業助成金	<p>・公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等を提供するために要した通院及び入院費用の一部</p> <p>1 補助対象者 (1)公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了した者で市内に住所を有する者 (2)骨髄等の提供を完了した日において、骨髄提供者を雇用している事業者で市内において事業活動を行う事業者</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<ul style="list-style-type: none"> ・1人1回6,000円を上限に費用を助成 ・申請期限:受診した日から6か月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 ・領収書、医療費明細書 ・1か月児健康診査結果票 ・通帳または振込先がわかるもの 	<p>こども政策部／ こども保健課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時/妊婦1人につき5万円 ・妊娠しているこども1人につき5万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦給付認定申請書等 ・アンケート ・本人確認できるもの 	<p>こども政策部／ こども保健課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・審判の請求に要した費用の申立手数料、登記手数料、郵便切手代、診断書作成費用、鑑定費用 ※ただし、1事件につき10万円を上限とする。 ・家庭裁判所が決定した成年後見人、保佐人、補助人の報酬の額 ※ただし、在宅の場合は月額2万8千円、施設入所の場合は月額1万8千円を上限とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 	<p>健康福祉部／ 長寿社会課 障がい福祉課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・骨髄等提供者 通院、入院日数×2万円(1回の提供で10万円を限度) ・雇用事業者 通院、入院日数×1万円(1回の提供で5万円を限度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 ・日本骨髄バンクが発行する骨髄バンク事業に関する手続がなされたことを証明する書類 ・ドナーとの雇用関係が確認できる書類(雇用事業者のみ) 	<p>健康福祉部／ 地域医療推進課</p>

補助金の名称	補助金の対象事項等
定期予防接種県外接種助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する対象児が、事前に申出をして、県外で接種を受ける定期予防接種(A類疾病に限る)の費用
おたふくかぜワクチン接種費助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する1歳以上就学前の者に対するワクチン接種費用の一部
特別の理由による接種費用助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・骨髄移植手術等の理由により、接種済みの定期接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、再接種を受ける場合の接種費用
妊娠希望女性等風しんワクチン接種費助成金	<p>1 補助対象者</p> <p>市内に住所を有する者で、風しんの抗体検査を受け抗体価が低い者のうち、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠を予定、もしくは希望している女性 (2) 妊娠を予定、もしくは希望している女性の同居者 (3) 妊婦の同居者 <p>※ただし過去の補助事業で風しんの予防接種を受けた者は対象外とする。</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療機関に委託する定期予防接種の契約単価と同額。 ※ただし、予防接種に要した額が契約単価に満たない場合は、予防接種に要した額とする。 ・申請期限:接種を受けた日の6か月後の末日 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外での予防接種の実施申出書 ・定期予防接種予診票 ・定期予防接種県外接種助成金交付申請書兼請求書 ・県外での定期予防接種に要した費用の額がわかるもの(領収書等) 	健康福祉部／ 地域医療推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・おたふくかぜワクチン接種費用のうち、2,500円(1人につき2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 ・母子健康手帳 	健康福祉部／ 地域医療推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に委託する定期予防接種の契約単価と同額。 ※ただし、予防接種に要した額が契約単価に満たない場合は、予防接種に要した額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 ・過去の接種記録がわかるもの(母子健康手帳の写し等) ・実績報告書兼請求書 ・領収書 ・明細書 ・任意接種予診票の写し 	健康福祉部／ 地域医療推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・風しんワクチン等接種費用のうち、5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書兼実施報告書 ・本人確認書類の写し ・抗体検査の結果の写し ・同居者の場合は、妊娠を予定・希望している女性又は妊婦の本人確認書類の写し ・請求書 	健康福祉部／ 地域医療推進課

補助金の名称	補助金の対象事項等
若年がん患者在宅療養支援助成金	<p>・在宅サービスの利用や福祉用具の購入等に係る費用の一部</p> <p>1 対象者 次の要件を全て満たす者</p> <p>(1) 申請日及びサービス等の利用時点において、市内に住所を有する者</p> <p>(2) サービス等の利用時点において40歳未満の者</p> <p>(3) がん患者(医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された者に限る。)</p> <p>(4) 在宅における療養生活の支援及び介護が必要な者</p> <p>(5) 他の制度において同等の助成または給付を受けることができない者</p>
ピロリ菌除菌費用助成金	<p>・中学2年生時のピロリ菌検査事業において、一次検査及び二次検査の結果が陽性であった高校1年生に相当する年齢の者に対するピロリ菌除菌治療費用の一部</p>
インフルエンザワクチン接種費助成金	<p>・市内に住所を有する1歳以上就学前の者に対するインフルエンザワクチン接種費用の一部</p>
モノづくり元気企業支援事業補助金	<p>・市内に本社又は主たる事業所を有する中小製造業者等で、新商品又は新技術の研究開発及び既存製品の改良を大学等と共同で行う事業費の一部</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<ul style="list-style-type: none"> ・対象費用の額に9/10を乗じて得た額 ・訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与 1か月当たり81,000円(限度額) ・福祉用具購入 90,000円(限度額) ※1回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申請書 ・医師の意見書 ・本人確認書類の写し ・交付申請書兼請求書 ・明細書 ・領収書 	健康福祉部/ 地域医療推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・10,000円(限度額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書(ピロリ菌除菌治療に係る支払が確認できる書類でも可) ・ピロリ菌検査において陽性と判定されたことがわかる書類 	健康福祉部/ 地域医療推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・2,000円(限度額) ※1年度につき1回を上限とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 ・母子健康手帳 	健康福祉部/ 地域医療推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2以内で、 (1) 単年度事業の場合、190万円を上限とする。(通常枠) (2) 複数年度事業の場合、トライアル期間(1年目)は30万円を上限とする。 (3) 前号のトライアル期間として交付決定された事業は、交付決定後3年以内であれば、開発実施期間として補助金への申請を可能とする。なお、補助金の額は150万円を上限とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・定款 ・完納証明 ・法人登記簿謄本又は登記事項証明書 ・事業報告書 ・会社パンフレット 	産業振興部/ 産業政策課

補助金の名称		補助金の対象事項等
工業振興事業業	工場等設置奨励金	・市内で工場等を新設、増設又は移転するもので、一定の要件を満たし、交付要件の認定を受けた事業者の当該認定に係る工場等の土地、家屋及び償却資産
	利子補給金	・工場等設置奨励金の交付要件の認定を受けた事業者が、工場等を設置するに当たり、中小企業者が金融機関から資金を借り入れた場合の資金に係る利子の一部
	緑化推進助成金	・工場等設置奨励金の交付要件の認定を受けた事業者が、工場等を設置するに当たり、認定を受けた日から2年以内に工場等敷地面積の15%以上を緑化した場合(工場立地法第6条第1項に規定する特定工場は除く。)に要した経費の一部
	雇用奨励金	・工場等設置奨励金の交付要件の認定を受けた事業者が、工場等を設置するに当たり、一定期間内に、市民又は本市に転入した者で、常用被雇用者を新たに雇用した場合の雇用人数
	用地取得費助成金	・工場等設置奨励金の交付要件の認定を受けた事業者が、工場等を設置するに当たり、当該工場等の敷地として9,000㎡以上の用地を取得し、2年以内に着工した場合の用地取得費の一部

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に賦課納付された固定資産税相当額 ・5年間 100/100 (限度額3億円) ・ただし用地取得費助成金の交付を受ける場合は、3年間100/100 (用地取得費助成金と合わせて3億円) ・次世代自動車関連分野の事業者の場合、特例として交付期間を6年間に延長する。また、用地取得費助成金も利用した場合は4年間に延長し、限度額も合わせて10億円とする。 ・航空宇宙関連分野、ヘルスケア関連分野の事業者の場合、特例として交付期間を6年間に延長する。また、用地取得費助成金も利用した場合は4年間に延長し、限度額も合わせて5億円とする。 ・海外からの進出企業のうち、友好都市の所在する国(アメリカ・フランス)からの進出する企業については、特例として交付期間を6年間に延長する。また、用地取得費助成金も利用した場合は4年間に延長し、限度額も合わせて5億円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等設置奨励金交付申請書 	産業振興部/ 産業政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・支払利子に、利子補給対象資金の借入年利率から規則で定める率を減じた率を乗じて得た額を、利子補給対象資金の借入年利率で除して得た額(操業開始日から3年間に係る該当支払利子を基準として、限度額 1,000万円/3年間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金交付申請書 	産業振興部/ 産業政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・緑化の植栽に直接要した経費の30%以内(限度額300万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化推進助成金交付申請書 	産業振興部/ 産業政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・一人あたり30万円(限度額5,000万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用奨励金交付申請書 	産業振興部/ 産業政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得費の10%を3年間分割交付(限度額3億円) ・次世代自動車関連分野の事業者の場合、工場等設置奨励金と合わせて、限度額と10億円とする。 ・航空宇宙関連分野、ヘルスケア関連分野の事業者の場合、工場等設置奨励金と合わせて、限度額を5億円とする。 ・海外からの進出企業のうち、友好都市の所在する国(アメリカ・フランス)からの進出する企業の場合、工場等設置奨励金と合わせて、限度額を5億円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得費助成金交付申請書 	産業振興部/ 産業政策課

補助金の名称	補助金の対象事項等
中小企業退職金共済制度等奨励補助金	<p>・次の事項に該当する中小企業者が負担する退職金共済掛金の一部</p> <p>(1) 中小企業退職金共済法第2条第3項に規定する退職金共済契約を締結する者</p> <p>(2) 所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結する者</p>
産業用地開発支援事業補助金	<p>・『鈴鹿市企業誘致推進戦略』における「企業誘致推進エリア」、『鈴鹿市都市マスタープラン』における「新土地需要エリア」、「スマートIC利活用エリア」、「市街地形成検討地区(工業系)」内及び市街化区域内において、一定の要件を満たす産業用地の開発事業を行う事業者が、産業用地及びその周辺のインフラ(道路施設等のうち、市への帰属・寄附等がなされるもの)を整備する場合の整備費用の一部</p>
小規模事業者資金円滑化促進制度保証料、利子補給金	<p>・市内の小規模事業者が、三重県小規模事業者資金融資要綱に基づき、三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた場合の保証料相当額及び利子の一部</p>
創業・再挑戦アシスト資金保証料補給金	<p>・三重県創業・再挑戦アシスト資金融資要綱に基づき、三重県信用保証協会の保証を得て融資を受けた場合の保証料相当額(創業前又は創業後1年以内に融資を受けた者)</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
退職金共済掛金の20%以内 ・限度額(1人につき)：(1)年額9,600円(月額800円) ・限度額(1人につき)：(2)年額2,400円(月額200円) ・交付期間:新規加入後1か年	・補助金交付申請書	産業振興部/ 産業政策課
・インフラの整備相当額で、「事業者が実際の整備に要した費用」と「市が自ら施工した際に想定される整備費用相当額」のいずれか低い金額の1/2を5年間分割交付(限度額1ha当たり2,000万円かつ1つの産業用地当たり4億円)	・産業用地開発支援事業指定申請書 ・事業者概要書 ・商業・法人登記簿 ・役員等名簿 ・産業用地造成等の実績がわかる書類 ・事業計画書 ・インフラ整備計画書 ・土地利用計画図 ・支援対象事業に関する用地の公図及び現況写真並びに土地の全部事項証明書 ・国税及び地方税の納税証明書等 ・事業収支計画書 ・直近3期分の決算書の写し ・誓約書	産業振興部/ 産業政策課
・設備資金:保証料相当額(上限30万円)及び利子の一部(年1%以内 対象期間5年以内) ・運転資金:保証料相当額(上限30万円)	・補給金交付申請書	産業振興部/ 商業振興課
・保証料相当額(上限10万円)	・補給金交付申請書	産業振興部/ 商業振興課

補助金の名称	補助金の対象事項等
小規模事業者振興資金利子補給金	<p>・小規模事業者が、(株)日本政策金融公庫が行う融資のうち、小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(生活衛生改善貸付)の設備資金の融資を受けた場合の利子の一部</p>
新企業育成貸付資金利子補給金	<p>・(株)日本政策金融公庫が行う融資のうち、創業にかかる融資を受けた場合の利子の一部(創業前又は創業後1年以内に融資を受けた者で融資額が1,500万円を超えない場合に限る。)</p>
創業促進補助金	<p>・市内において新たに創業する者が、その創業に要する経費の一部</p> <p>1 補助対象者 次に掲げる要件を全て満たす者 (1)産業競争力強化法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者 (2)令和7年4月1日以降に市内で中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業の創業を行う者 (3)申請日において鈴鹿市内に住民登録があり、かつ、今後も市内での居住の意思がある者 (4)市税の滞納がない者 (5)創業を行った事業が政治的活動又は宗教的活動を目的とするものでない事業を開始した者 (6)創業を行った事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可又は届出を要するものでない事業を開始した者 (7)創業を行った事業が関係法令に違反するものでない事業を開始した者 (8)創業に当たり、国又は県の創業を目的とした補助金の交付を受けていない者 (9)創業・再挑戦アシスト資金保証料補給金の交付を受けていない者 (10)過去に創業促進補助金の交付を受けていない者</p> <p>2 補助対象経費 創業日までに実際に要した初期経費で、次に掲げる要件を全て満たすもの ・創業日の1年前から創業日までに納品(物品の納入、業務・工事の完了等)が行われていること。 ・設備資金、運転資金(研修費、マーケティング調査費、広告費、委託費、謝金、知的財産権等関連経費)等(1件当たり1万円以上(消費税及び地方消費税を除く。))であること。</p>
商店街等活性化促進事業補助金	<p>・商店街の振興を目的とする団体が、その活力の創出を図り、地域の活性化につながる事業の実施に係る経費の一部</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<ul style="list-style-type: none"> ・利子の一部(年1%以内、対象期間:5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補給金交付申請書 	産業振興部／ 商業振興課
<ul style="list-style-type: none"> ・利子の一部(年1%以内、対象期間:2年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補給金交付申請書 	産業振興部／ 商業振興課
<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2以内の額(限度額30万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付申請書 ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書 ・事業計画書 ・創業したことを証明する書類 ・許認可証の写し(営業に許認可が必要となる事業の場合) ・創業時に実際に要した初期経費を証明する書類の写し 	産業振興部／ 商業振興課
<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の1/2以内(限度額25万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・実績報告書 ・収支決算書 ・領収書 	産業振興部／ 商業振興課

補助金の名称	補助金の対象事項等
商店街共同施設設置事業補助金	<p>・市内商店街の活性化を促進し、地域商業の健全な発展に寄与することを目的とし、団体において責任ある管理のもとに利用されるもので次に掲げる共同施設の新規設置に係る経費の一部</p> <p>1 補助対象施設</p> <p>(1) 街路灯 (2) カラー舗装(耐用年数10年以上のもので、かつ、延長30m以上のもの) (3) 駐車場(乗用車10台以上収容できるもので、5年以上継続利用できるもの)</p>
市民祭開催支援補助金	<p>・観光客の誘致促進に寄与するとともに、市民による地域の賑わいを創出し、地域資源や産業の活性化を図るための祭として原則年1回開催するものに要する経費の一部</p> <p>1 補助対象</p> <p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 地域及び対象を限定せず、広く市内外からの誘客を目的としたもの (2) 市外に本市に関する情報を発信し、市民と市外の者の交流の機会を提供するもの (3) 市内経済の活性化に対する効果が期待できるもの (4) 市民及び市民活動団体や企業等多様な構成員によって組織された、市民の創意ある行動と自律した運営を行う観光イベント実行委員会が主催するもの (5) 宗教及び政治活動に関係しないもの (6) 概ね平成以降に始まった新しいもの (7) 鈴鹿市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員の関与がないもの (8) 営利を目的としないもの。ただし、そのイベントの目的達成のため有効な場合に限り、営利を目的とする事業を付帯することができる。 (9) 直近の3年間で連続して3万人の動員があったもの(ただし、雨天等中止の年度は除く) (10) スポーツイベントではないもの</p>
農業近代化資金利子補給金	<p>・三重県農業経営近代化資金融通措置要綱に定める中核農業者育成資金に対する利子の一部</p>
生産調整推進対策事業費補助金	<p>・生産者や生産組織が小麦による転作に要した費用の一部</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の40%以内 (街路灯については、1基当たり限度額15万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・事業計画書 ・工事契約書の写し ・領収書 ・事業完了前後の写真 	産業振興部／ 商業振興課
<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2以内の額(限度額200万円) ※ただし、同一補助対象団体に対する補助金は、1年度につき1回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付申請書 ・実績報告書 	産業振興部／観光・ モータースポーツ局
<ul style="list-style-type: none"> ・借り受けた資金に係る利子1%以内 ・補給期間は三重県農業経営近代化資金融通措置要綱に定める償還期限の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金交付申請 兼実績報告書 	産業振興部／ 農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> ・集団麦作:1万3千円以内/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・事業実績報告書 	産業振興部／ 農林水産課

補助金の名称	補助金の対象事項等
畜産環境施設整備事業補助金	・家畜排せつ物における処理施設や機械・装置等の建設や設置等に要する経費の一部
畜産臭気改善モデル事業補助金	・脱臭剤・消臭剤による臭気対策の実証費用の一部
防護柵設置費補助金	・有害獣による農林作物への被害を防止するための防護柵の設置に要する資材購入経費の一部
緑の未来づくり事業補助金	・森林環境の保全と森林と共生する文化の創造に寄与する活動を実施する団体に対し、その活動に要する経費の一部
漁業近代化資金利子補給金	・船舶建造、水産施設整備等のための借入資金に対する利子の一部
のり養殖経営安定対策事業補助金	・海苔の特定養殖業の漁業共済事業の掛金の一部
漁獲共済補助金	・船曳網漁業の漁獲共済掛金の一部

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の20%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・実績報告書 	産業振興部／ 農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> ・実証費用の1/2以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・実績報告書 	産業振興部／ 農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> ・資材購入に要する費用の1/2以内(対象農地面積の区分ごとに限度額の範囲内の額) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・事業完了報告書 	産業振興部／ 農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費、使用料、賃借料等の経費の合計に3/4を乗じた額 ※ただし、1事業につき10万円が上限 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・事業完了報告書 	産業振興部／ 農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> ・借入資金の利子の1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金交付申請 兼実績報告書 	産業振興部／ 農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> ・掛金の10% 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 	産業振興部／ 農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> ・掛金の10% 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 	産業振興部／ 農林水産課

補助金の名称	補助金の対象事項等
多面的機能支払交付金	<p>・農業者の団体又は、農業者と非農業者の個人若しくは団体で構成された団体</p> <p>1 補助対象となる活動</p> <p>(1) 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動</p> <p>(2) 地域資源の質的向上を図る共同活動</p> <p>(3) 施設の長寿命化のための活動</p> <p>(4) 組織の広域化・体制強化</p>
ブロック塀等除却工事事業助成金	<p>・公道に面するブロック塀等の所有者等が、倒壊のおそれのあるブロック塀等を除却する場合に、その除却に要する経費の一部</p> <p>1 補助対象施設</p> <p>・道路面からの高さが1mを超えるブロック塀等</p>
木造住宅耐震補強計画事業補助金	<p>・耐震診断による総合評点が0.7未満と診断された木造住宅耐震診断事業実施要綱第3条に規定する住宅に係る耐震補強計画に要する経費の一部</p> <p>※耐震診断は、木造住宅耐震診断事業実施要綱に基づき実施したもの又は、耐震補強計画者（建築士法第23条第1項の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士であり、かつ三重県が後援する木造住宅耐震診断講習、又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造耐震診断資格者講習を終了した者）が耐震診断マニュアル等（三重県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」）の一般診断法若しくは精密診断法に基づいて行ったもの</p> <p>※耐震補強計画は、耐震補強計画者が耐震診断マニュアル等の一般診断法又は精密診断法に基づき総合評点を1.0以上とするために行う補強計画をいう。</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<p>(1)活動区域の農振農用地面積 (単価 田:3,000円/10a、畑:2,000円/10a) (2)活動区域の農振農用地面積 (単価 田:2,400円/10a、畑:1,440円/10a) ※活動6年目以降又は(3)の活動にも取り組む場合は75%単価となる。その他加算措置有。 (3)活動区域の農振農用地面積 (田:4,400円/10a、畑:2,000円/10a) (4)組織の規模に応じて年間4~16万円</p>	<p>・交付金交付申請書</p>	<p>産業振興部/耕地課</p>
<p>・1㎡あたり4,500円を除却費とし、その1/2を助成(限度額10万円)</p>	<p>・事業承認申請書 ・事業完了報告書兼助成金交付申請書</p>	<p>都市整備部/ 建築指導課</p>
<p>・一般診断法による場合(限度額18万円) ・精密診断法による場合(限度額34万円) ※交付決定の日の属する会計年度の2月15日までに事業完了報告を行ったもの ※同一建築物について1回を限度とする</p>	<p>・補助金交付申請書 ・事業完了報告書 ・事業補助金交付請求書 ・木造住宅耐震診断結果報告書 ・見積書 ・耐震補強計画結果報告書 ・耐震補強計画業務委託契約書 ・耐震補強計画業務委託料請求書又は支払い証明書 (補助金交付申請書、事業完了報告書及び事業補助金交付請求書以外は写しでも可)</p>	<p>都市整備部/ 建築指導課</p>

補助金の名称	補助金の対象事項等
木造住宅耐震補強工事等事業補助金	<p>・耐震補強工事 耐震診断による総合評点が0.7未満と診断された木造住宅耐震診断事業実施要綱第3条に規定する住宅に係る耐震補強計画に基づき、総合評点1.0以上とする耐震補強工事(三重県が後援する三重県木造住宅耐震診断講習又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断資格者講習を受講修了した者が補強後の耐震性の確認を行ったもの)に要する経費の一部</p> <p>・リフォーム工事 耐震補強工事と併せて行う住宅の機能及び性能向上を目的とする、住宅の全部又は一部について修繕、補修、模様替え、更新等を行うリフォーム工事(工事は県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者が行ったもの。ただし、耐震補強工事、外構工事、容易に取り外しができるものを設置する工事及び建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事等は除く。)に要する経費の一部</p> <p>・除却工事 耐震診断による総合評点が0.7未満と診断された木造住宅耐震診断事業実施要綱第3条に規定する住宅又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票に基づき市長が倒壊の危険性があると判断した住宅に係る除却工事に要する経費の一部</p>
民間建築物耐震診断事業補助金	<p>・昭和56年5月31日以前に着工された建築物のうち、居住の用に供する建築物又は耐震化を図ることによって公共の防災に資する建築物の耐震診断に要する経費の一部</p> <p>※ただし、木造住宅耐震診断事業実施要綱の対象となるもの又は他の補助事業等により、耐震性能の診断に関する補助金の交付申請をしているもの若しくは補助金の交付を既に受けているものは除く。</p> <p>※耐震診断は、建築士法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する者で、建築士法第2条第1項に定める建築士が診断したもので、耐震補強計画を含み、基礎下に関する地盤調査等は除く。</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<p>耐震補強工事(申請期間の要件に該当するものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震補強工事は下記の1と2を合計した額 1 耐震補強工事(平成30年4月1日以降に耐震補強計画を行ったものに限る。ただし、国、地方公共団体等による補助金等の交付を受け耐震補強計画を行っていないものについては、この限りではない。)に要する経費(限度額100万円) 2 耐震補強工事に要する経費の40%に相当する額(限度額57万5千円) <p>※ただし、下記のすべての事項に該当する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現に居住している、または居住が見込まれる住宅 4月1日から翌年1月31日の間に補助金交付申請を行い、同年の2月15日までに事業完了報告を行ったもの(年度をまたいだものは対象外) <p>リフォーム工事(申請期間の要件に該当するものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震補強工事と同時にリフォーム工事を実施し、リフォーム工事に要する経費の1/3を補助(限度額20万円) <p>※ただし、下記のすべての事項に該当する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内に本店・支店・営業所を有する建設業者が施工するものであること 耐震補強工事に含まれる改修工事以外の増改築・リフォーム工事であること 門・塀・造園等の外構工事でないこと 他の公的補助金(利子補給補助を含む)や、介護保険から支給される工事でないこと <p>除却工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月1日から翌年の1月31日までに補助金交付申請を行い、同年の2月15日までに工事の完了および事業完了報告を行った場合 →除却工事に要する経費と木造住宅耐震診断事業実施要綱第2条第2項に規定する概算の耐震補強工事費のうちいずれか少ない額の23/100(限度額20万円) 上記以外の場合で、補助金交付申請を行った年度の3月31日までに事業完了報告を行った場合 →除却工事に要する経費と木造住宅耐震診断事業実施要綱第2条第2項に規定する概算の耐震補強工事費のうちいずれか少ない額の23/100(限度額10万円) <p>※ 同一敷地について1回を限度とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書 事業完了報告書 事業補助金交付請求書 木造住宅耐震診断結果報告書 耐震補強計画結果報告書 見積書 工事契約書 工事写真 工事請求書又は支払い証明書 (補助金交付申請書、事業完了報告書及び事業補助金交付請求書以外は写しでも可) 	<p>都市整備部/ 建築指導課</p>
<ul style="list-style-type: none"> 1棟につき耐震診断に要する経費の2/3以内(限度額40万円) <p>※同一建築物について1回を限度とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書 事業完了報告書 事業補助金交付請求書 見積書 耐震診断結果報告書 耐震診断業務委託契約書 耐震診断業務委託料請求書又は支払い証明書 (申請書以外は写しでも可) 	<p>都市整備部/ 建築指導課</p>

補助金の名称	補助金の対象事項等
避難路沿道建築物耐震補強設計事業費補助金	<p>・耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物を補強設計する場合に、その設計に要する経費の一部</p>
避難路沿道建築物耐震改修事業補助金	<p>・耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物を耐震改修する場合に、その工事に要する経費の一部</p>
移住支援金	<p>・東京23区の在住者又は東京圏在住の東京23区への通勤者で、鈴鹿市に移住し、都道府県が運営するマッチングサイトに掲載されている求人に応募し就業した場合など要件を満たした場合の移住に要する経費の一部</p> <p>※移住(移住元・移住先)、就職、世帯等に関する要件あり</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<p>・1棟につき補強設計に要する費用の5/6以内 ただし、補強設計に要する費用は、以下のアからウの費用を限度とする。 また、第3者機関の判定等の通常の補強設計に要する費用以外の費用を要する場合は235万円を限度として加算することができる。</p> <p>ア 面積1,000㎡以内の部分は4,580円/㎡以内 イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円/㎡以内 ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,570円/㎡以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・補強設計費用の見積書の写し(申請額の積算内訳がわかる書類) ・耐震診断書の写し ・区分所有又は共有の建築物等の場合は、補強設計の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの(総会議事録・同意書等) ・建築物の登記事項証明書(所有者の住所・氏名等を証明できる書類) ・付近見取り図 ・配置図、平面図、断面図(階数がわかるもの) ・建築物外観写真(対象建築物がわかるもの) 	<p>都市整備部/ 建築指導課</p>
<p>・1棟につき耐震改修に要する費用の11/15以内 ただし、耐震改修に要する費用は、耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費を除き、建替え又は除却する場合にあつては耐震改修工事費相当分とする。)とし、以下のアからウの費用を限度とする。 また、イで免震工法等特殊な工法による場合(建替え又は除却する場合を除く。)は86,400円/㎡、ウで免震工法等特殊な工法による場合(建替え又は除却する場合を除く。)は93,300円/㎡を限度とする。</p> <p>ア 住宅(マンションを除く。)は39,900円/㎡ イ マンションは51,700円/㎡(耐震診断の結果、Is(構造耐震指標)の値が0.3未満相当である場合は56,900円/㎡) ウ 建築物は57,000円/㎡(耐震診断の結果、Is(構造耐震指標)の値が0.3未満相当である場合は62,700円/㎡)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・耐震改修費用の見積書の写し(申請額の積算内訳がわかる書類) ・耐震診断書の写し ・耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書(除却する場合を除く) ・区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震改修の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの(総会議事録・同意書等) ・建築物の登記事項証明書(所有者の住所・氏名等を証明できる書類) ・付近見取り図 ・建築物外観写真(対象建築物がわかるもの) 	<p>都市整備部/ 建築指導課</p>
<p>・2人以上の世帯 100万円 ・単身 60万円 ・18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合 1世帯あたり30万円加算措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移住支援金交付申請書 ・就業証明書(移住支援金の申請用) ・移住支援金交付請求書 ・その他関係書類 	<p>都市整備部/ 住宅政策課</p>

補助金の名称	補助金の対象事項等
<p>移住促進のための空き家リノベーション等補助金</p>	<p>・市外から市内への移住予定者が、市内の空き家のリノベーション等を行う場合の改修に要する経費の一部</p> <p>1 交付対象者 市外から市内へ移住するために、対象工事を行う移住予定者</p> <p>2 交付対象工事 市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者が行う、空き家を住宅として使用する上で、住宅の機能若しくは性能を維持し、又は向上させるため、当該空き家の全部又は一部について修繕、補修、模様替え又は更新を行う改修工事で、それに要する費用が30万円以上の工事</p>
<p>特定空家等除却費補助金</p>	<p>・市内に存する特定空家等を所有又は管理する者が、特定空家等を除却する場合の経費の一部</p> <p>1 交付対象者 特定空家等の所有又は管理する者</p> <p>2 交付対象工事 市内の特定空家等を除却する工事</p>
<p>消防施設等整備事業費補助金</p>	<p>・地域防災力の向上を目的に自治会及び消防分団が災害に対応できる施設・水利を整備する経費の一部</p> <p>1 補助対象となる施設 次に掲げる施設の新設又は改修に要する経費 (1) 防火水槽 (2) 市長が必要と認める消防施設 (3) 自治会消防用ホース収納箱</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<p>・交付対象工事に要した費用の1/3で、50万円を上限とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・誓約書 ・補助金実績報告書 ・補助金支払請求書 ・その他関係書類 	<p>都市整備部/ 住宅政策課</p>
<p>・交付対象工事に要する経費の1/3で、50万円を上限とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除却費補助金交付申請書 ・誓約書 ・除却費補助金実績報告書 ・除却費補助金支払請求書 ・その他関係書類 	<p>都市整備部/ 住宅政策課</p>
<p>(1)、(2)は所要経費の1/2以内、(3)は所要経費の1/3以内とし、限度額はそれぞれ次のとおりとする。</p> <p>(1)100万円 (2)50万円 (3)4万4千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・補助事業計画書 ・交付先団体の決算書等 ・収支報告書 	<p>消防本部/消防課</p>

補助金の名称	補助金の対象事項等
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<p>・生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とし、公共下水道と同等の汚水処理能力がある合併処理浄化槽の普及のための設置費用の一部</p> <p>1 交付対象者 合併処理浄化槽設置者</p> <p>2 対象区域 下記の(1)、(2)、(3)の区域を除く市内の区域とする。ただし、公共下水道及び農業集落排水の整備が地形上困難な場合等上下水道事業管理者が特に必要と認めた場合については、この限りでない。 (1)下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に基づき上下水道事業管理者が定めた事業計画における予定処理区域又は第25条の23第1項に基づき三重県知事が定めた事業計画における予定処理区域 (2)大型合併処理浄化槽を利用し、又は、その利用が計画されている区域 (3)農業集落排水事業区域</p> <p>3 交付要件 (1)申請者は個人又は自治会に限る。 (2)建売住宅、賃貸を目的とする建築物等の浄化槽は除く。 (3)年度内に工事着工及び完了するもの (4)合併処理浄化槽で処理対象人員が5人以上10人以下のもの</p> <p>【用途】 ア 専ら居住の用に供する住宅 イ 延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建築物 ウ 鈴鹿市自治会集会所建築物等補助金の交付対象となる集会所</p> <p>【対象浄化槽】 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90%以上で、放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下のもので、国庫補助指針に適合するもの</p>
生活保護世帯水洗便所改造費等助成金	<p>・生活保護世帯が水洗便所改造等を行う経費</p> <p>1 交付対象者 次のいずれにも該当する者で、水洗便所改造等を行う者 (1)生活保護世帯の世帯主等 (2)公共下水道処理区域内の家屋の所有者であって、現に居住している者 (3)市税、鈴鹿市公共下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者</p> <p>2 交付対象となる工事 助成金の交付対象となる工事は、鈴鹿市公共下水道条例(平成7年鈴鹿市条例第38号)第7条第1項に規定する排水設備指定工事店が施工する次の工事とする。 (1)くみ取便所を水洗便所(污水管が公共下水道に直結されたもの)に改造する工事 (2)し尿浄化槽を廃止し、污水管を公共下水道に直結する工事 (3)汚水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備の設置工事</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<p>(1) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の合併処理浄化槽設置費用(建築物等の建替え、増築又は改築に伴い転換する場合を除く。)</p> <p>(ア) 5人槽 25万5千円 (イ) 6～7人槽 31万8千円 (ウ) 8～10人槽 42万円</p> <p>(2) (1)の場合における次の区域の合併処理浄化槽設置費用(浄化槽処理を促進する区域)</p> <p>(ア) 5人槽 33万円 (イ) 6～7人槽 41万4千円 (ウ) 8～10人槽 54万6千円</p> <p>(3) 新築、建替え等又は既設合併処理浄化槽の更新・改築における合併処理浄化槽設置費用</p> <p>(ア) 5人槽 12万6千円 (イ) 6～7人槽 15万9千円 (ウ) 8～10人槽 21万円</p> <p>(4) (3)の場合における次の区域の合併処理浄化槽設置費用(浄化槽処理を促進する区域)</p> <p>(ア) 5人槽 16万8千円 (イ) 6～7人槽 20万7千円 (ウ) 8～10人槽 27万6千円</p> <p>(5) 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合の単独処理浄化槽撤去費用 12万円</p> <p>(6) 既設のくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合のくみ取り槽撤去費用 9万円</p> <p>(7) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の宅内配管工事費用 6万円</p> <p>なお、(1)、(2)、(5)、(6)、(7)については、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の使用を廃止し、同一敷地内に合併処理浄化槽を設置した場合に限り補助対象となる。また、それぞれの費用に相当する額が補助金額を超えない場合は、当該額(この額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・工事請負契約書の写し ・浄化槽調書又は浄化槽設置届出書の写し ・図面 	<p>上下水道局／営業課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の額は、左記の工事に要する経費の範囲内で、最低限度の生活を維持するために必要があると上下水道事業管理者が認めた額とする。 ・ただし、生活保護法による経費に係る扶助費の認定があった場合は、この額を控除した額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗便所改造費等助成金交付申請書 ・生活保護世帯であることの福祉事務所長の証明書 ・対象工事の見積書(工種別明細が記載されたものに限る。) ・当該家屋が自己の所有であることを証明する書類 ・当該家屋の土地が自己の所有でない場合、土地所有者の承諾書 ・市税等の完納証明書等 ・その他上下水道事業管理者が必要と認める書類 	<p>上下水道局／営業課</p>

補助金の名称	補助金の対象事項等
<p>水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給</p>	<p>・改造資金の融資あっせんの対象は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する公共下水道処理区域内において既設の便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止して、同条第3号に規定する公共下水道に接続する工事に要する経費及び借入れ金に対する利子相当額</p> <p>1 融資あっせんの対象者 改造資金の融資あっせんを受けることができる者(国、地方公共団体その他法人及び各種団体等を除く。)は、次の各号のいずれにも該当する者 (1)上記の公共下水道区域内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者に同意を得た占有者 (2)市内に住所を有する者で、独立の生計を営み、かつ、償還能力を有する者 (3)市税、下水道使用料、水道料金及び鈴鹿市公共下水道事業受益者負担金を滞納していない者 (4)下水道法第9条の規定による公共下水道の供用を開始すべき日から3年以内に改造工事を行う者 (5)連帯保証人を立てる者</p>
<p>農業集落排水事業接続促進補助金</p>	<p>・農業集落排水処理施設に接続するための公共ますの設置工事(新設)に要する経費の一部</p> <p>1 交付対象者 次の要件を全て満たす者 (1)鈴鹿市農業集落排水処理施設条例の手続きを適正に行っている者 (2)水道料金及び公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料を滞納していない者 (3)条例第6条に規定する公共ますの新設工事を行う者</p>

補助金の額等	主な必要書類	担当部課
<p>・改造資金の融資あっせんの額は、1世帯につき1万円単位で70万円を限度とし、上下水道事業管理者が認める額とする。ただし、くみ取り便所が2箇所以上あるときその他特別の理由があるときは、上下水道事業管理者が別に定めるものとする。</p> <p>・利子補給は、改造資金の融資を受けた者(以下「借受人という。）」が取扱金融機関に弁済した融資あっせん資金に係る利子相当額を当該借受人に補給するものとする。ただし、延滞利息については、この限りではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗便所等改造資金融資あっせん申請書 ・排水設備等計画確認申請書 ・申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書、申請前年度の市税の完納証明書等及び所得証明書 ・上下水道事業管理者が必要と認める書類 ・利子補給金交付申請書 	<p>上下水道局／営業課</p>
<p>・設置費のうち交付対象経費の1/2で、上限を15万円とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・位置図 ・排水設備計画図 ・見積書 ・行為許可書の写し 	<p>上下水道局／営業課</p>

※各種団体などへの補助金は掲載していません。

漁業及び水産関係事業分担金一覧表

事業名		分担金の額	担当部課
漁港新設改良事業	漁港改修事業	事業に要する費用の3/10 0以内の額	産業振興部/ 農林水産課
	漁港局部改良事業 (浚渫事業を除く。)	事業に要する費用の3/10 0以内の額	
水産業振興事業	魚礁設置事業	事業に要する費用の3/10 0以内の額	

土木事業分担金一覧表

事業名	分担金の額	担当部課	
道路新設改良事業 (側溝工事を含む。)	道路幅員5.5m以上	土木部／道路整備課 道路保全課	
	道路幅員5.5m未満		事業に要する費用の1/10の額と45cmU字溝敷設に要する費用の1/10の額を比較して少ない方の額
	舗装		0
	L型側溝		0
水路新設改良事業	幹線 (断面0.5m ² 以上)	土木部／ 河川雨水対策課	
	一般 (断面積0.5m ² 未満)		事業に要する費用の1/10の額と45cmU字溝敷設に要する費用の1/10の額を比較して少ない方の額

土地改良事業補助率一覧表

事業の区分		交付の対象及び事業の内容	
県	かんがい排水事業	県が県営事業として採択したものに係る受益者分担金	
	基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	同 上	
	高度水利機能確保基盤整備事業	区画整理	同 上
		農業用排水施設整備	同 上
		農道整備	同 上
		暗きょ排水	同 上
		客土	同 上
	営	畑地帯総合農地整備事業	同 上
		防災ダム事業	同 上
		ため池等整備事業	同 上
		湛水防除事業	同 上
地すべり対策事業		同 上	
水質保全対策事業		同 上	
事業		耕地災害復旧事業	同 上
		地域用水環境整備事業	同 上
		農道整備事業	同 上
		用排水施設等整備事業	同 上
	農業用河川工作物応急対策等事業	同 上	

補 助 率	担 当 部 課
かんがい事業は、国庫・県費補助残額の1/2以内 (水路等の安全施設については10/10以内)	産業振興部／耕地課
排水事業は、国庫・県費補助残額の4/5以内 (水路等の安全施設については10/10以内)	
三重用水関連事業は、国庫・県費補助残額の4/5以内 (水路等の安全施設については10/10以内)	
かんがい施設は、国庫・県費補助残額の1/2以内	
国庫・県費補助残額の1/2以内 (農地中間管理機構関連農地整備事業については10/10以内)	
かんがい施設は、国庫・県費補助残額の1/2以内 (三重用水関連事業、排水施設については4/5以内)	
国庫・県費補助残額の10/10以内	
国庫・県費補助残額の1/2以内	
国庫・県費補助残額の1/2以内	
国庫・県費補助残額の1/2以内 (生産集落環境整備施設については10/10以内)	
国庫・県費補助残額の10/10以内 (農業専用施設については3/5以内)	
国庫・県費補助残額の4/5以内 (防災重点農業用ため池防災工事については10/10以内)	
国庫・県費補助残額の10/10以内	
国庫・県費補助残額の10/10以内	
国庫・県費補助残額の4/5以内	
国庫・県費補助残額の3/5以内 (国庫補助率増高が9/10未満の場合は市費を含めて9/10以内とし、9/10以上の場合は市費を補助しない。)	
国庫・県費補助残額の10/10以内 (農業専用施設については1/2以内)	
国庫・県費補助残額の10/10以内	
国庫・県費補助残額の10/10以内	
国庫・県費補助残額の10/10以内	
国庫・県費補助残額の10/10以内	

事業の区分		交付の対象及び事業の内容
団 体	基盤整備	農業用排水施設整備 県が補助対象事業として採択したもの
	備	農道整備 同 上
	促進	暗きょ排水 同 上
	事業	客土 同 上
		区画整理 同 上
		担い手育成土地利用調整事業 同 上
営		農用地等集団化事業 同 上
		ため池等整備事業 同 上
		土地改良施設整備補修事業 同 上
		土地改良施設安全管理指導事業 同 上
業		農業水路等長寿命化・防災減災事業 同 上
		農地耕作条件改善事業 県が補助対象事業として採択したもの(農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官通知)の定率助成のハード事業に該当するもの)
	災害復旧事業	農地・農業用施設・災害関連事業 国の査定により決定されたもの (1か所当たり事業費40万円以上のもの)

補 助 率	担 当 部 課
かんがい施設は、国庫・県費補助残額の1/2以内 (水路等の安全施設については10/10以内)	産業振興部／耕地課
排水施設は、国庫・県費補助残額の4/5以内 (水路等の安全施設については10/10以内)	
三重用水関連事業は、国庫・県費補助残額の3/4以内 (水路等の安全施設については10/10以内)	
国庫・県費補助残額の10/10以内	
国庫・県費補助残額の1/2以内	
国庫・県費補助残額の1/2以内	
国庫・県費補助残額の1/2以内 (農業生活環境基盤整備事業施設については10/10以内)	
国庫・県費補助残額の1/2以内	
国庫・県費補助残額の1/2以内	
国庫・県費補助残額の4/5以内 (防災重点農業用ため池防災工事については10/10以内)	
国庫・県費補助残額の1/2以内	
国庫・県費補助残額の1/2以内	
長寿命化対策は、国庫・県費補助残額の21/36以内、改良区等営については国庫・県費補助残額の13/36以内 (水路等の安全施設については10/10以内)	
防災減災対策は、国庫・県費補助残額の25/32以内	
国庫・県費補助残額の21/36以内、改良区等営については国庫・県費補助残額の13/36以内	
国庫・県費補助残額の3/5以内 (国庫補助率増高が9/10未満の場合は市費を含めて9/10以内とし、9/10以上の場合は市費を補助しない。)	

事業の区分		交付の対象及び事業の内容	
県 費 単 独 補 助 事 業	土	用水路	県が補助対象事業として採択したもの
		機械揚水	同 上
	地	区画整理	同 上
		暗きょ排水	同 上
	基	客 土	同 上
		盤	畑地かんがい
	整		農道整備
		備	農道橋新設改良
	事		ため池保全
		業	排水路
	助		機械排水
		事	農村基盤総合整備
	業		農村排水路
		集	農道整備
	落		用水路
		機	各筆排水口整備
	能		暗きょ排水
		強	カバープランツ整備
化			
	支		
援			
	事		
業			

補 助 率	担 当 部 課
県費補助残額の41／70以内	産業振興部／耕地課
県費補助残額の41／70以内	
県費補助残額の41／70以内	
県費補助残額の41／70以内	
県費補助残額の41／70以内	
県費補助残額の41／70以内	
県費補助残額の36／65以内 (舗装については10／10以内)	
県費補助残額の36／65以内	
県費補助残額の36／65以内	
県費補助残額の36／65以内	
県費補助残額の36／65以内	
県費補助残額の26／55以内	
県費補助残額の31／60以内	
県費補助残額の31／60以内	
県費補助残額の36／65以内	
県費補助残額の36／65以内	
県費補助残額の36／65以内	
県費補助残額の36／65以内	

補 助 率	担 当 部 課
事業費の7/10以内	産業振興部/耕地課
事業費の7/10以内	
事業費の7/10以内 (1戸当たりの地元負担額が2万円以上の場合には、農地37/50以内、農業用施設4/5以内)	
21万円以内 (災害復旧事業で小災害復旧事業に該当しない場合は28万円以内)	
日本政策金融公庫の融資残額の1/2以内 (公庫融資率は、下限を認定事業費の4/5以内)	